

入所に必要な書類

- ① 支給認定申請書(兼施設入所申込書) (※児童1人につき1枚必要です。)
- ② 保育の必要性についての証明書類 (下記参照。2人目以降はコピーでも可。)

	入所要件	証明書等の種類	説明
①	就労	・就労証明書(様式①)	就労を証明する書類 会社員・パート・内職・公務員などの場合は、会社または雇い主等からの証明が必要 農業・法人・自営業などの場合は、本人が経営者であれば本人、それ以外は経営者が記入
②	出産	・母子手帳の写し又は医師の診断書	母子手帳は、表紙・出産予定日の記載してある部分の写し。診断書は、出産予定日が記載され医療機関の印があるもの
③	保護者の病気等	・医師の診断書	病名・治療期間及び育児できない旨が明記されており、主治医の署名・捺印のあるもの
④	病人の看護等	・医師の診断書 ・申立書(様式④) (両方とも必要)	診断書は、病名・治療期間が明記されており、主治医の署名・捺印のあるもの 申立書は、申立内容が詳しく書かれているもの
⑤	学生等	・在学証明書又は学生証の写し ・就学時間が確認できる書類 (両方とも必要)	現在、在学していることを証明するために必要
⑥	育児休業中で年度内に職場復帰	・就労証明書(様式①) ※「育児休業の取得」欄へ記入 ・育児休業明けの予約入所に係る確認書	育児休業の状況を証明するものとして、就労証明書(様式1)の「育児休業の取得」欄へ記入 会社または雇い主等からの証明が必要
⑦	災害復旧	・り災証明書 ・申立書(様式④) (両方とも必要)	り災証明書は、消防署等の公的機関に申請し、発行されたもの 申立書は、申立内容が詳しく書かれているもの
⑧	求職活動等	[求職活動の場合] ・ハローワーク登録証の写し 又は申立書(様式④) [起業準備中の場合] ・起業準備中であることが確認できる書類又は申立書(様式④)	ハローワークを利用しない場合又は起業準備中で申立書を提出する場合は、今後の活動の内容を申立書に記入 起業準備中であることが確認できる書類は、公的機関に提出する事業計画書や活動スケジュール等または賃貸等を確認できるもの等 ※就労・起業後は就労証明書を提出してください。
⑨	虐待やDVのおそれがある	・配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書等又は事実が確認できる書類	警察署、女性センター、児童相談所等による証明等
⑩	育児休業取得時に継続入所が必要	・就労証明書(様式①) ※「育児休業の取得」欄へ記入 ・育児休業中の継続入所申請書(様式②) (両方とも必要)	育児休業の状況を証明するものとして、就労証明書(様式1)の「育児休業の取得」欄へ記入。 会社または雇い主等からの証明が必要 育児休業中の継続入所申請書は、継続入所が必要な旨を申立て、施設長記載欄に記載があるもの

③ 該当時に提出する書類

次の状況に該当する場合は、該当する証明書を提出してください。

状況	証明書等の種類	説明
ひとり親家庭	・戸籍謄本等 (子の親権確認ができるもの。3か月以内に発行されたもの・コピー可)	入所児童の親権を確認するために必要になります。 また、市民税が非課税又は市民税所得割額が一定額未満の場合、保育料が軽減される根拠となります。
生活保護を受給している家庭	・生活保護受給証明書	保育料が免除される根拠となります。
未就学のきょうだいで保育所に入所しない児童がいる場合	・きょうだいで入所しない理由の申告書(様式③)	育児休業中の場合は提出不要です。
きょうだいが児童発達支援施設等、保育料軽減対象施設に通っている場合	・通園施設の在園証明書	同一世帯で保育所の他に児童発達支援施設等を利用している兄や姉がいる場合、保育料算定人数に含め軽減される場合があります。
外国人がいる家庭	・外国人登録証又は在留カードの写し	顔写真、氏名、在留資格の確認できる欄をコピーしてください。
65歳未満の同居している祖父母が保育できない場合	・保育できない理由がわかる証明(就労証明書や医師の診断書等)	入所を希望する施設が審査となった場合、利用調整の参考になります。
在宅障がい者のいる世帯(右記の交付を受けている者。児童本人を含む)	・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し ・特別児童扶養手当障害認定通知書(有期再認定通知書)又は特別児童扶養手当受給証明書	保育料の軽減措置の対象となる場合があります。

* 離婚調停中等、上記以外の特別な理由等がある方は別に書類が必要になる場合がありますので保育課にご相談ください。



入所手続き上の注意事項

- ・保護者が求職中又は起業準備中の入所承諾期間は3か月に限られます。入所申込み後、就労先等が決定した場合は、直ちに必要書類を提出してください。
- ・入所審査により第一希望の保育所に入所できない場合があります。
- ・転園の場合も、新規入所と同じ扱いになり、あらためて申込みが必要になります。
- ・市外の保育所等を希望している場合の入所決定は、受入市町村からの回答後になります。
- ・転入した方は、継続して同じ園に通う場合も、笛吹市であらためて入所の申込みが必要です。
- ・就労状況や家庭状況等に変更があった場合は、速やかに届出をしてください。
- ・入院、障がいにより就労が困難な場合は、医師の診断書や障害者手帳の写しなどが必要です。
- ・入所後も毎年、継続入所の手続きが必要です。継続の書類は園より配布(市外通園の場合は郵送)します。